

## 県産品選定要領

### (趣旨)

第1条 公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「協会」という。）が福島県から受託し運営する福島県観光物産館、福島県首都圏情報発信拠点（仮称）、八重洲観光交流館（以下「特定施設」という。）において取扱う県産品の公平・公正な選定を行うため、「県産品」振興基本方針に基づきこの要領を定める。

### (選定委員会)

第2条 特定施設において取扱う県産品選定の公平性、公正性を保つため、別に定める「県産品選定委員会設置要綱」に基づき、県産品選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会においては、本要領第5条に基づき、特定施設において取扱うことのできる商品を選定する。

### (特定施設での取扱い)

第3条 前条により選定された県産品についての特定施設での取扱いについては、各特定施設の条件等を考慮し、「県産品」振興基本方針に基づき各特定施設の長が決定する。

2 特定施設の長とは、観光物産館においては物産部販売促進課長、福島県首都圏情報発信拠点（仮称）においては店長、八重洲観光交流館においては館長とする。

### (事務局)

第4条 県産品選定についての業務は物産部販売促進課（以下「事務局」という。）において行う。

### (選定基準)

第5条 県産品は、以下の基準により選定することを基本とする。

- 1 加工食品については、ゲルマニウム半導体検出器等による放射性物質の検査を適宜実施していること。
- 2 加工食品及び非食品については、原則として製造物責任保険に加入している事業者の商品であり、次のいずれかに該当していること。
  - (イ) 商品の主要な原材料が福島県内産であり、商品の製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
  - (ロ) 商品の主要な原材料が福島県外産であり、商品の製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
  - (ハ) 商品の主要な原材料が福島県内産であって、県外の事業者等により製造された場合は、商品の販売を県内事業者が行っていること。
  - (ニ) 上記に掲げる以外の商品であっても、本県のイメージアップや認知度の向上に相当程度寄与するものと判断できるものについては、特例的に「県産品」として取扱うことができるものとする。なお、東日本大震災及び原子力発電所災害の影響により、県外へ移

転した事業所等については「県内事業者」として扱うものとする。

- 3 農林水産物については、福島県内で生産、収穫されたもので、福島県農林水産部が実施している「農産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング」において、出荷等制限品目に該当しないもの。
- 4 品質及び機能は消費者の信頼に十分応えることができるものであること。
- 5 材料（原料、素材）は優良なものを使用していること。
- 6 商品名称は内容物又は製品を的確に表現していること。
- 7 内容物を誤認させる容器の使用又は過大な包装を行っていないこと。
- 8 量目が表示内容と一致していること。
- 9 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること。
- 10 販売価格は、製造原価及び一般消費者の立場から納得のいく合理的かつ妥当なものであること。
- 11 食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等その他関係法令に定める規定に違反していないこと。

#### （県産品の取扱申請）

第6条 事業者が、自己の商品について特定施設での取扱いを希望する場合は、別に定める「県産品申請等要項」（以下「申請等要項という。」）第2及び、第3に基づき申請するものとする。

#### （選定の手続）

第7条 第6条の申請を受けた場合の選定手続きは以下の手順により行うものとする。

- （1） 取扱いの申請を受けた県産品については、事務局が書類の確認を行うとともに、申請商品サンプルまたは、製造現場を訪問すること等により申請商品の確認を行う。
- （2） 事務局は、前号の結果を踏まえ、県産品の選定の可否に関して、委員会に提案する。
- （3） 事務局は、選定結果について、「申請等要項第4」により、通知する。

2 前項の手続きを経て選定された県産品については、各特定施設での取扱の結果（取扱の可否・停止・中止）について、委員会に報告する。

#### （その他）

第8条 この要領に定めのない事項又は、疑義が生じたときは関係者と協議のうえ理事長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成25年 8月27日から施行する。

この改正要領は、平成26年2月25日から施行する。